

いわて求職者総合支援センターとの連携 によるワンストップ相談の実施について

岩手労働局では、岩手県との連携によるワンストップ相談を実施します。

生活・就労相談員等が、離職を余儀なくされた方等の生活の安定のための相談を行います。

記

1 巡回相談実施公共職業安定所

一 関公共職業安定所、北上公共職業安定所

2 巡回相談の頻度

一 関公共職業安定所：隔週火曜日（11月24日から実施）

北上公共職業安定所：隔週金曜日（12月4日から実施）

3 巡回相談時間

13：00～16：00

4 巡回相談員

（1）生活・就労相談員

（2）キャリア支援専門員（福祉、介護関係）